

令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における第一次募集及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定める。（68頁参照）

おって、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う留意事項は、必要に応じて別に定める。

I 募集及び出願

1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び高等学園のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は令和4年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

3 出願制限

- (1) 県内の公立高等学校の入学者選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第17号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年仙台市教育委員会規則第4号。以下「仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成17年石巻市

教育委員会規則第15号。以下「石巻市通学区域規則」という。)に定める区域内の高等学校に限る。

ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定(以下「県境隣接協定」という。)に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2) 出願できる課程及び学科・コース・部は、一つに限る。

イ 農業、工業、商業又は水産に関する学科等においては、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

ロ 次の多部制をとる高等学校においては、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部，夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」，「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部，午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，午前部，午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後），Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

Ⅱ 出願希望調査

中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、県内公立高等学校への入学を志願する在籍生徒及び過年度卒業生について、志願する高等学校ごとに第1希望生徒数を調査し報告する。

1 手続

- (1) 中学校長は、**出願希望調査集計表（様式A）**を作成し、県教育庁高校教育課長（仙台市立中学校にあっては仙台市教育委員会教育長）に電子メールで報告する。
- (2) 志願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。

2 結果の通知・公表

県教育長は、出願希望調査結果を公立高等学校長、中学校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長等に通知するとともに、公立高等学校ごとの志願者数等を公表する。

	出願希望調査
提出書類	様式A
提出の期間	1月12日（水）から 1月14日（金）午後3時まで
結果の通知・公表	1月19日（水）

Ⅲ 第一次募集（全日制・定時制課程）

1 第一次募集の実施

- (1) 全ての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、学科・コースの募集単位（以下「募集単位」という。）ごとに、求める生徒像、選抜方法、共通選抜、特色選抜の選抜順序及び募集割合等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 共通選抜の募集割合は、募集定員の50%～90%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては10%～90%の範囲内で設定する。
- (3) 特色選抜の募集割合は、募集定員の10%～50%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては10%～90%の範囲内で設定する。
- (4) 募集割合の設定は、5%区切りとする。
- (5) 連携型中高一貫教育を実施する志津川高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における共通選抜、特色選抜の募集割合は、別に定める。また、併設型中高一貫教育を実施する仙台二華高等学校及び古川黎明高等学校における共通選抜、特色選抜の募集割合は、併設中学校からの入学予定者を除いた人数に対して設定する。
- (6) 各高等学校の募集単位ごとの共通選抜、特色選抜の募集割合及び選抜順序・方法等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

2 出願資格

第一次募集に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、県外の国公立高等学校に合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校、課程、学科及びコースは、一つに限る。
- (2) 複数の学科・コースを併置する高等学校にあつては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができる。

各高等学校の第2志望とすることを認める学科・コースについては、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

4 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例（昭和39年条例第16号。以下「県立学校条例」という。）で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

市立高等学校志願者にあつては、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号。以下「仙台市条例」という。）又は石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号。以下「石巻市条例」という。）で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

ロ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、**簡易書留速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、**簡易書留速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、**第一次募集結果通知書（様式G）**及び**合格通知書（様式H）**の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

第一次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第一次募集願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

- イ 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。
- ロ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 受験票の受領

出願者は、中学校長から受験票を受け取る。

(5) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」(24頁)による。

6 出願期間

出願受付期間は、2月15日(火)から2月18日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月18日(金)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、2月18日(金)午前11時までに必着のこと。)

7 出願者数等の報告

高等学校長は、2月18日(金)午前11時の出願締切後直ちに、第一次募集出願者数等(募集単位別)を県教育長(高校教育課教育指導班宛て)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班宛て)に報告する。

8 学力検査

- (1) 学力検査は、3月4日(金)に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 月 日	時 間										
	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月4日(金)	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

- (4) 学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。
- (5) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を11月12日（金）までに県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に申請し、承認を受ける。

9 面接、実技、作文

- (1) 全ての高等学校は、募集単位ごとに、それぞれの特色に応じて、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文（以下、「面接等」という。）を実施することができる。
- (2) 面接等は3月4日（金）の学力検査終了後又はその翌週の3月7日（月）に各高等学校において実施する。
- (3) 面接等の実施日、実施時間等については各学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、受験者に通知する。
- (4) 面接等を実施する高等学校は、問題作成委員会を設置し、組織的、計画的に問題作成及び点検を行うこと。また、出題の形式、内容、配点及び実施時間等について、適切なものとなるよう考慮すること。
- (5) 面接は、複数の担当で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10 追試験

(1) 追試験の実施

第一次募集検査日当日に学力検査又は面接等をやむを得ない事由により受験できなかった者に対する受験機会の確保のために、追試験を実施する。

(2) 対象者

イ 追試験は、第一次募集検査日当日に学力検査、面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- (イ) インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
- (ロ) その他やむを得ない事由のある者

ロ 学力検査と面接等を別日程で実施する高等学校において、いずれかの日程を欠席した場合には、欠席した日に実施された学力検査や面接等についてのみ追試験を実施する。

ハ 学力検査を1科目でも受験した場合には、学力検査の追試験を認めない。

(3) 実施日

イ 学力検査は、3月10日（木）に実施する。

ロ 面接等は、3月10日（木）又は3月11日（金）に実施する。

(4) 実施方法

- イ 追試験における学力検査及び面接等は、第一次募集に準じて実施する。
- ロ 追試験においては、学力検査と面接等を同一日に実施することも可能とする。
- ハ 面接等の実施日、実施時間等は、当該高等学校長から中学校を通じて、受験生に通知する。

(5) 実施会場

受験生が出願した高等学校において実施する。

(6) 実施上の手続き

- イ やむを得ない事由により第一次募集の学力検査及び面接等を受験できなくなった受験生は、在籍する中学校長へ速やかに電話等で申し出る。
- ロ 当該中学校長は、追試験の必要があると認めた場合には、**第一次募集検査日の午後4時までに**、出願先高等学校長へ電話等で連絡する。
- ハ 当該中学校長は、**3月8日（火）午後3時までに**、**追試験申請書（様式T-1）**に証明書類等を添付し、出願先高等学校長へ持参又は郵送する。
- ニ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した高等学校長は、申請書類を審査の上、追試験の承認の可否を判断し、その事由がやむを得ないものと認めた場合は、速やかに当該中学校長宛てに**追試験受験許可証（様式T-2）**を持参又は郵送する。
- ホ 追試験受験を認められた受験生は追試験当日、受験票及び**追試験受験許可証の写し**を受付で提示し、受験する。
- ヘ 追試験に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

11 選抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査の結果に基づいて選抜する共通選抜と、調査書、学力検査の結果及び面接等の結果に基づいて選抜する特色選抜の2つの選抜方法により行う。ただし、不正行為を行った者については、選抜の対象から除くこととする。
- (2) 共通選抜と特色選抜の選抜の順序・方法等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表した順序・方法等により行う。
- (3) 共通選抜
 - イ 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。
 - ロ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。
 - ハ 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、選抜する。ただし、体育及び美術に関する学科にあつては、実技の評価を選抜資料に加えて選抜することができる。

なお、相関図での調査書点と学力検査点の比重は、各高等学校が募集単位ごとに次の割合の中から定める。

比 重	調査書重視		同等	学力検査重視	
調査書：学力検査	7：3	6：4	5：5	4：6	3：7

(4) 特色選抜

イ 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の各教科・各学年の評定を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

倍率は、国語、数学、社会、英語及び理科については0.25, 0.5, 0.75, 1.0, 1.25, 1.5, 1.75, 2.0から、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については0.5, 1.0, 1.5, 2.0, 2.5, 3.0, 3.5, 4.0から定める。ただし、不登校生徒を積極的に受け入れる高等学校にあっては、この倍率未滿の設定ができるものとする。

ロ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

倍率は、0.25, 0.5, 0.75, 1.0, 1.25, 1.5, 1.75, 2.0から定める。

ハ 高等学校長は、調査書点、学力検査点、各高等学校が募集単位ごとに実施した面接等の得点を合計し、その合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

なお、特色選抜の審査対象者は、合計点上位の者から、各高等学校が募集単位ごとに定めた範囲内の者とする。

範囲は、募集人数の120%から200%のうち、5%区切りで設定する。

また、調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮することとし、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

(5) 第2志望の受験者の選抜については、原則として募集定員が満たされていない学科・コースにおいて、共通選抜の方法で行うこととする。

(6) 追試験を受験した者の選抜については、第一次募集に含めて行うこととする。

12 合格者の発表

合格者の発表は、**3月16日（水）午後3時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を**第一次募集結果通知書（様式G）**及び**合格通知書（様式H）**により中学校長に通知する。

13 合格者数等の報告

(1) 高等学校長は、合格者決定後、**3月16日（水）正午**までに合格者数等（募集単位別）を県教

育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

- (2) 高等学校長は、**3月24日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

14 第一次募集出願の特例措置

- (1) 第一次募集の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のイ及びロの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

イ 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

ロ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、宛先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月21日（月）**から**3月2日（水）**までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（水）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（水）午前11時**までに必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（水）**は**正午**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（水）正午**までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月3日（木）**までに県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

15 合格者の取扱い

第一次募集による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

IV 第二次募集（全日制・定時制課程）

1 第二次募集の実施

- (1) 第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程，学科・コースについては，第二次募集を行う。
- (2) 募集は，課程，学科・コースごとに行う。
- (3) 第二次募集を行う高等学校，課程，学科・コース及び募集人数並びに合格者の発表日等については，別に公表する。

2 実施予定の報告

- (1) 第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜の出願者数が募集定員に満たないため第二次募集を実施する予定となった高等学校長は，**2月18日（金）午前11時の第一次募集の出願締切後直ちに，第二次募集予定報告（様式N）**を用いて，県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。
- (2) 第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜の合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数の計が募集定員に満たないため第二次募集を実施する高等学校長（**2月18日（金）**に実施予定を報告した高等学校を含む。）は，第一次募集の合格者決定後，**3月16日（水）正午**までに募集人数を**第二次募集予定報告（様式N）**を用いて，県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。
- (3) 市立高等学校にあつては，(1)及び(2)のそれぞれについて所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

3 出願資格

第二次募集に出願できる者は，「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）に該当する者のうち，次の(1)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) **本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜又は私立高等学校の入学試験を受験し，いずれにも合格していない者**

この趣旨は，本県の公立高等学校を受験して合格していない者に対し，第二次募集を行う高等学校に限り，再度受験の機会を与えることにある。

ただし，いずれの高等学校にも合格していない者には，私立高等学校の入学試験に合格し，最終の入学手続をとらない者を含む。

- (2) 本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者

この趣旨は，本県の公立高等学校の第一次募集に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者に対して，第二次募集を行う高等学校に限り，受験の機会を与えることにある。こ

の場合、私立高等学校に合格している者を含む。

- (3) 県外からの一家転住者で、県外の国公立高等学校に合格していない者

この趣旨は、「Ⅶ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に県外から一家転住してきた者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。この場合の資格審査は、志願高等学校長が行う。

(注意) この場合の承認の手続きは、「Ⅶ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に準ずる。

- (4) 県境隣接地域に住所を有する者で、国公立高等学校のいずれにも合格していない者

この趣旨は、国公立高等学校を受験して合格していない県境隣接地域に住所を有する者に対し、県境隣接協定に基づく高等学校のうち、第二次募集を行う高等学校に限り、再度受験の機会を与えることにある。県境隣接地域に住所を有する者については、本県公立高等学校の第一次募集に出願していなくとも、第二次募集への出願を認める。

ただし、いずれの高等学校にも合格していない者には、私立高等学校の入学試験に合格し、最終の入学手続きをとらない者を含む。

- (5) 県の内外を問わず、国公立高等学校いずれにも出願又は合格しなかった者

4 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。
- (3) 通信制課程との併願はできない。

5 出願手続

- (1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

ロ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付す

ることができる。

なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

中学校長は、出願者が出願資格を有する者であることの証明として、備考欄に「3 出願資格」の(1)～(5)のうち該当する番号を明記すること。

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、第二次募集結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

第二次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第二次募集願書在中」と朱書すること。

(注意) 中学校長は、志願者が「3 出願資格」及び「4 出願制限」の定めに該当するかどうかを十分確認の上、出願手続を行うこと。

高等学校長は、出願資格等の審査について厳正を期すこと。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

イ 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

ロ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受け取る。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（24頁）による。

7 出願期間

出願受付期間は、3月17日（木）から3月22日（火）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の3月22日（火）は午後3時までとする（郵送する場合であっても、3月22日（火）午後3時までに必着のこと。）。

8 出願者数等の報告

第二次募集を実施する予定となった高等学校長は、3月22日（火）午後3時の出願締切後直ちに、第二次募集出願者数（募集単位別）を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

9 学力検査等

(1) 学力検査等の実施

学力検査等を実施する高等学校にあつては、3月23日（水）に行う。

(2) 学力検査の実施教科、実施時間等については高等学校ごとに定める。

(3) 面接、実技、作文の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

(4) やむを得ない理由により学力検査等を分校において実施する高等学校にあつては、その旨を3月14日（月）正午までに県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に申請し、承認を受ける。

10 選抜

選抜は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

11 合格者の発表

合格者の発表は、高等学校ごと、3月23日（水）又は3月24日（木）に行う。高等学校長は、選抜の結果を第二次募集結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

12 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者の発表後直ちに、第二次募集結果の報告（様式O）を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

V 連携型選抜

1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校，同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜の募集割合及び選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し，承認を受ける。
- (3) 連携型選抜の募集割合等については，「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は，次の条件を全て満たし，連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 令和4年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校，学科を志願する動機や理由が明確で適切であること。
- (3) 連携型高等学校，学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り，入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

3 出願制限

出願できる学科は，一つに限る。

4 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 連携型選抜用入学願書及び写真票

入学願書には，入学者選抜手数料として，県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程2,200円）を貼付すること。ただし，収入証紙に消印，割印しないこと。

ロ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は，副申書を添付することができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留通常郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

連携型選抜志願者は、上記(1)の①を連携型中学校長へ提出し、連携型中学校長は②～⑤を加えて、連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「連携型選抜願書在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、連携型高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した連携型高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

(4) 出願者は、連携型中学校長から受験票を受け取る。

5 出願期間

出願受付期間は、2月15日（火）から2月18日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月18日（金）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、2月18日（金）午前11時までに必着のこと。）。

6 出願者数等の報告

連携型高等学校長は、2月18日（金）午前11時の出願締切後直ちに、連携型選抜出願者数等（学科別）を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

7 検査内容

検査内容は、第一次募集に準ずる。

8 選抜

- (1) 連携型高等学校は、原則として調査書、学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査し、選抜する。

- (2) 連携型高等学校長は、第一次募集の特色選抜による合格者の数があらかじめ定めた第一次募集の特色選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

9 合格者の発表

合格者の発表は、**3月16日（水）午後3時**に連携型高等学校において行う。

連携型高等学校長は、選抜の結果を**連携型選抜結果通知書（様式G）**及び**合格通知書（様式H）**により連携型中学校長に通知する。

10 合格者数等の報告

- (1) 連携型高等学校長は、合格者決定後、**3月16日（水）正午まで**に合格者数等（学科別）を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。
- (2) 連携型高等学校長は、**3月24日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

11 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

VI 社会人特別選抜（定時制課程）

1 社会人特別選抜の実施

- (1) 定時制課程の高等学校は、社会人を対象とした特別の選抜（以下「社会人特別選抜」という。）を実施することができる。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあつては、実施学科名、募集人数及び学力検査の教科等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

- (2) 社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

2 出願資格

社会人特別選抜に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、次の(1)及び(2)の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 事業所勤務者については、合わせて3年以上勤務した者又は令和4年3月31日現在において合わせて3年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、家事従事者等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

- (2) 次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者（以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

イ 勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

ロ 当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ハ 当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

- (1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（定時制課程950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

仙台市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例で定める額の手数料（定時制課程950

円)を金融機関に納入し、納入通知書兼領収書を、願書裏面に貼付すること。

- ② 受験票等送付用封筒 所属長等宛て及び中学校長宛て 各1通
それぞれ、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの
- ③ 結果通知用封筒 所属長等宛て及び中学校長宛て 各1通
それぞれ、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの

ロ 所属長等が用意するもの

- ④ 社会人特別選抜推薦書(様式J)(所属長等が作成し厳封したもの)

ハ 中学校が用意するもの

- ⑤ 調査書(様式B)(中学校長が作成し厳封したもの)
調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。
なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

社会人特別選抜志願者は、上記(1)の①～⑤を所属長等を経て高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類(貼付の宮城県収入証紙又は添付の手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を交付する。

5 出願期間

第一次募集の出願期間(「Ⅲ 第一次募集」の「6 出願期間」(9頁))に同じ。

6 出願者数等の報告

第一次募集の出願者数等の報告(「Ⅲ 第一次募集」の「7 出願者数等の報告」(9頁))に同じ。

7 受験票等の送付

- (1) 高等学校長は、出願者が「2 出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせることができる。
- (2) 高等学校長は2月24日（木）午前11時に、受験票送付一覧（様式F）及び出願資格を満たしている出願者の受験票を所属長等に、また、受験票送付一覧の写しを中学校長に簡易書留速達で送付する。
- (3) 「2 出願資格」を満たしている出願者は、所属長等から受験票を受け取る。

8 学力検査及び面接等

「Ⅲ 第一次募集」の「9 面接、実技、作文」（10頁）に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又は全ての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表し、詳細は受験票送付時に当該高等学校長から所属長等を通じて本人に通知する。

9 選抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び面接等の結果に基づく総合的な審査により行う。

10 合格者の発表

合格者の発表は、3月16日（水）午後3時に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、社会人特別選抜結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により所属長等へ通知する（3月16日（水）午後3時頃に郵便で発送する。）。また、中学校長には社会人特別選抜結果通知書（様式G）の写しを送付する。

11 合格者数等の報告

「Ⅲ 第一次募集」の「13 合格者数等の報告」（12頁）に準ずる。

12 合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅶ 県外からの出願（全日制・定時制課程）

県外から第一次募集、第二次募集及び社会人特別選抜に出願する者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、以下の(1)及び(2)に掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願する場合は、**宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）**を志願する高等学校長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（64頁）による志願者を除く。

(1) 住所の異動によるもの

- イ 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合
- ロ その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

(2) その他

上記(1)のほか県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認の申請手続

(1) 県外からの志願者は、以下のイ及びロの書類を高等学校長に提出する。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

イ 宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）

ロ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、宛先等を明記したもの。

(2) 受付期間

受付期間は、**12月14日（火）から2月17日（木）**までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**2月17日（木）は午前11時**までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、**宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）**を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、**宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）**を交付する。

上記「1 出願承認の申請」の(1)について審査が困難な場合及び(2)の場合は、高等学校長

は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 高等学校長は、**宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）**を交付した者について、**3月3日（木）**までに県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班宛て）に報告する。

3 出願手続

- (1) 県外からの出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することができる。

ただし、第二次募集出願時において県外からの出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

- (2) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

② 宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写し 1通

「2 出願承認の申請手続」の「(3)」で交付された書類の写し

ロ 中学校が用意するもの

③ 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

④ 出願者一覧表（様式C） 1通

第二次募集に出願する場合は、「IV 第二次募集」の「5 出願手続 (1) ロ③」（16頁）を参照すること。

⑤ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、**簡易書留速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、

住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑥ **結果通知用封筒** 1通

角形2号封筒に、**簡易書留速達**郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(注意) 第一次募集及び第二次募集において、県外の中学校で、志願者が合格通知書を直接受領することを希望する場合には、当該中学校長が作成した委任状を志願者が持参し受領する旨、高等学校に連絡すること。高等学校は、委任状を受領し、志願者に合格通知書を交付すること。この場合は、結果通知用封筒では**結果通知書(様式G)**のみを送付する。

(3) 出願書類の提出方法

県外からの志願者は、上記(2)の①～⑥を本人が高等学校長に提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(2)の①～⑥の出願書類(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

4 県外からの出願の特例措置

(1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続きができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、関係書類(24頁参照)を整え、高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、第一次募集にのみ適用される。

(2) 上記(1)の申請期間は**2月21日(月)**から**3月2日(水)**までとする(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日(水)**は**午前11時**までとする。

(3) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に高等学校に出願の手続きを済ませること(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日(水)**は**正午**までとする。

(4) 高等学校長は、特例措置による**宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)**を交付した者について**3月3日(木)**までに県教育長(高校教育課教育指導班宛て)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班宛て)に報告する。

VII 通信制課程

第1 通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

第2 一期入学者選抜（令和4年春募集）

1 募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の90%とする。

2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、第一次募集、社会人特別選抜及び連携型選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 第一次募集に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。
- (2) 第二次募集との併願はできない。

4 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

ロ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

5 出願期間

出願受付期間は**3月13日（日）**から**3月19日（土）**までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**3月19日（土）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月19日（土）午前11時までに必着**のこと。）。

6 面接

(1) 実施日時

3月22日（火）、3月23日（水）、3月24日（木）の3日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

ロ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

7 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

8 結果の通知

高等学校長は、選抜の結果を、直接本人に通知する（3月25日（金）に郵便で発送する。）。また、中学校長には、結果通知書の写しを送付する。

9 その他

入学願書及び写真票、志願理由書、入学案内等は、実施校において配付する。

第3 二期入学者選抜（令和4年秋募集）

1 募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の10%とする。

なお、「Ⅷ 通信制課程」の「第2 一期入学者選抜（令和4年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

2 出願資格

「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。

3 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

ロ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成29年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

4 出願期間

出願受付期間は**令和4年9月5日（月）から9月9日（金）**までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**9月9日（金）は午前11時まで**とする（郵送する場合であっても、**9月9日（金）午前11時までに必着**のこと。）。

5 面接

(1) 実施日時

9月13日（火）、9月14日（水）、9月15日（木）の3日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

ロ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。

6 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

7 結果の通知

高等学校長は，選抜の結果を，直接本人に通知する（9月16日（金）に郵便で発送する。）。また，中学校長には，結果通知書の写しを送付する。

8 その他

入学願書及び写真票，志願理由書，入学案内等は，実施校において配付する。

Ⅹ その他

1 学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上的こと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び面接等については、事前に志願する高等学校長と電話等で連絡・調整の上、令和4年1月以降のできるだけ早い時期に、高等学校長に**受験上の配慮申請書（様式P）**により申請する。
- (2) **受験上の配慮申請書（様式P）**を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長に**受験上の配慮通知（様式Q）**により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（33頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上的ことで極めて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上的こと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上的こと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 特別な事情で欠席が多い生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的、情緒的、身体的等の理由で欠席が多い生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書を選抜資料に加えるとともに、特に配慮することができる。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に**3月28日（月）**までに親展扱いにて持参又は簡易書留で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格が確認でき次第直ちに送付すること。**

なお、平成28年3月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は不要とする。

5 入学者選抜に係る検査の得点の口頭請求による開示（簡易開示）

開示を希望する受験生等は、受験した高等学校に直接申し出ること。開示期間は、合格発表の翌日から^{ひと}一月間とする。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

イ 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

ロ 中国残留孤児の子

ハ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

イ 学力検査及び面接等の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

ロ イの結果などにより、学力検査において、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ハ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格等について疑義がある場合は、県教育庁高校教育課教育指導班、仙台市教育局学校教育課高校教育課又は石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。